

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	協業組合の組合員による総会招集の承認	根拠条項	第5条の23第3項						
審査基準	<p>第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第48条の規定に基づく協業組合の組合員による総会招集の承認に係る審査基準は、第5条の23第3項において準用する中小企業等協同組合法第47条第2項に規定する要件が形式的及び内容的に満たされているか否かにより判断するものとする。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	